

乳児用規格適用食品の表示基準に係る消費者委員会への諮問について

平成 24 年 1 月 18 日
消 費 者 庁

消費者庁では、本日、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令及び食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）の一部改正について消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

1. 諮問内容

内閣府令を一部改正し、乳児用規格適用食品に係る表示基準を追加する。

2. 諮問に至った経緯

厚生労働省が示した食品中の放射性物質の基準値案では、乳児用食品に一般食品より低い基準値を適用することとしている。

厚生労働省の資料では乳児用食品を「健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの」としている。

このうち については、商品によっては、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない。

このため、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準が適用されるものであるかを判別したうえで商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準策定を踏まえて乳児用食品に係る表示基準を策定する。

3. 今後の予定

消費者委員会食品表示部会での審議後、内閣府令の改正について、厚生労働省との協議、パブリックコメント（30 日程度）、WTO 通報（60 日程度）を実施する予定。これらの結果を踏まえ、消費者委員会において再度審議の後、消費者委員会から答申を受理し、内閣府令を改正する予定。

問合せ先：消費者庁食品表示課
今川、中田

TEL：03 - 3507 - 9221